

審査基準整理票

処分名	保有個人情報の利用停止の請求に対する決定		
根拠法令名	個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)		(条項)第101条
基準法令名	個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)		(条項)第100条
所管部署	政策調整部 市政情報課 情報公開等推進グループ		
標準処理期間	利用停止請求があった日 から30日以内	法定処理期間	利用停止請求があった日 から30日以内
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 — 】 ・掲載図書等【 — 】 ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>[保有個人情報の利用停止基準]</p> <p>保有個人情報の利用停止は、当該利用停止請求に理由があると認める場合に行う。</p> <p>参考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号） （利用停止請求に対する措置）</p> <p>第101条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>[基準法令]</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号） （保有個人情報の利用停止義務）</p> <p>第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。